

学校と警察との連携のポイント



1 まずは「相談」から

学校だけでの対応では、指導に十分な効果を上げることが困難と判断した場合は、ためらうことなく「まずは警察に相談」することが大切です。

- いじめにおいて犯罪行為の可能性がある場合には、被害児童生徒を徹底して守り通す観点から、警察と連携し対応することが必要です。
- 相談するべきか判断に迷う場合も含め、警察には積極的に「相談」することが重要です。
- 円滑に連携するためには、学校と警察との連絡窓口担当者を確認し、日頃から顔の見える関係を築いておくことが必要です。※児童生徒の生命、身体、財産の安全が脅かされている場合は、「相談」を飛び越え、直ちに通報することが必要です。

2 「日々の連携」と「緊急時の連携」

警察との連携には、「日々の連携」と「緊急時の連携」の2つの視点を意識しましょう。

「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」ができます。

- 「日々の連携」～交通安全教室、防犯教室、非行防止教室、連絡協議会等
- 「緊急時の連携」～事件・事故発生時、不審者の出没等（通報は、直ちに行います）

3 連携の要は「人と人とのつながり」

日頃から顔の見える関係をつくるためには、次の行動が大切です。

- 学校は、警察の役割や専門性、業務内容について把握・理解しておく。
- 学校は、警察の立場を理解し、目的の共有と役割分担を明確にした上で、共に取り組む姿勢をもつ。
- 学校は、保護者や地域住民等に対し、いじめや暴力行為等に関する警察との連携の方針を明確に示し、理解と協力を得ておく。

MEMO

～警察のいじめ問題についての基本的な考え方～

警察は、「教育上の配慮の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、いじめを受けていた児童生徒や保護者等の意向、学校の対応状況を踏まえながら必要な対応を講じる。特に生命、身体、財産に重大な被害が生じている、またはその疑いがある事案がある場合は、検挙、補導等の措置を積極的に講じていく。」(学校におけるいじめ問題への的確な対応について(通達)平成31年3月8日付警察庁内少発第13号)としています。犯罪行為に当たるか否か、迷う場合も警察に相談してください。